

重要事項説明書

(2024.4)



社会福祉法人甲山福祉センター

幼保連携型認定こども園

安井保育園

1. 事業者

| | |
|---------|-----------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 甲山福祉センター |
| 代表者名 | 服部 英司 |
| 事業者の所在地 | 西宮市甲山町 53 番地 |

2. 幼保連携型認定こども園の概要

| | |
|----------|--|
| 名称 | 幼保連携型認定こども園 安井保育園 |
| 所在地 | 西宮市安井町 4 番 15 号 |
| 電話番号 FAX | 0798-34-6677 FAX 0798-34-0337 |
| 開設年月日 | 2023 年 4 月 1 日 |
| 施設長名 | 園長 森裏みな子 |
| 沿革 | 2003 年 4 月 西宮市の民間移管を受け保育園として開園 地域子育て支援事業・一時保育を実施 2012 年 11 月耐震補強・保育環境改善工事実施 2023 年 4 月 1 日 幼保連携型認定こども園に移行 |

3. 敷地の概要

| | |
|-------|---|
| 名称 | 幼保連携型認定こども園 安井保育園 |
| 敷地面積 | 1047.90 m ² |
| 建物 | 鉄筋コンクリート 2 階建 |
| 施設の内容 | 保育室 6 一時保育室 1 遊戯室 1 事務室 1 ランチルーム 1 調理室 1 医務室 1 屋外遊戯場 273.85 m ² |

4. 当園の理念・方針

| |
|--|
| <p>【法人理念】人が人として人とともに豊かに生きる</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none">1 わたくし達は人との出会いを大切にします2 わたくし達は思いやりと謙虚な気持ちを大切にします3 わたくし達は個人を尊重し心優しい援助に努めます4 わたくし達は社会福祉に貢献できるよう資質の向上に努めます5 わたくし達は地域との信頼を深め開かれた施設運営に努めます <p>【教育・保育理念】</p> <p>幼保連携型認定こども園 安井保育園は関係法令に基づき地域にとって、もっとも身近な子育て施設として機能していくようにします。私たち職員は子どもたちを真ん中にし保護者と手を携え「子どもたちが健やかに育つよう」日々の保育に取り組み、子どもたちにより多くの感動的な出会い[機会・環境]を用意します。</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 保護者が安心して預けられる幼保連携型認定こども園を目指します。2. 子どもたちが安心して楽しい生活をおくり「生きるための力」をつけるようにします3. 地域の子育て支援を積極的に行います <p>【保育目標】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 心身ともに健康で豊かな感性を持った子ども2. 自分で考え、自分で行動する子ども3. 友だちと一緒にいることを喜び、友だちを大切にする子ども |
|--|

5. 定員

| 定員 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 1号 | - | - | - | 2 | 2 | 2 | 6 |
| 2号・3号 | 9 | 15 | 15 | 17 | 17 | 17 | 90 |
| 合計 | 9 | 15 | 15 | 19 | 19 | 19 | 96 |

6. 職員体制（2024.4.1 現在）

| | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|--------|-------|-----|-----|---------------|
| 園長 | 1人 | 1人 | - | |
| 主幹保育教諭 | 1人以上 | 2人 | - | 保育主任・係長と読み替える |
| 保育教諭 | 11人以上 | 18人 | 11人 | 保育士と読み替える |
| 事務員 | 1人以上 | 1人 | - | |
| 栄養士 | 1人以上 | 1人 | - | |
| 調理員 | 3人以上 | - | 3人 | 委託業者 |
| 小児科医 | 1人 | - | 1人 | |
| 歯科医 | 1人 | - | 1人 | |
| 耳鼻科医 | 1人 | - | 1人 | |
| 眼科医 | 1人 | - | 1人 | |
| 薬剤師 | 1人 | - | 1人 | |

7. 開園日・開園時間及び休園日

【1号認定（教育標準時間認定）】

| | |
|---------|--|
| 提供する曜日 | 月曜日から金曜日まで |
| 休園日 | 日曜日・土曜日・祝日 夏季（8月1日から8月31日） 冬季（12月26日から1月4日） 春季（3月26日から3月31日） 他、園長が特別な理由があると認めるとき 西宮市に特別警報が発令されている場合 |
| 開園時間 | 午前7時00分から午後7時00分まで （園舎内は午前7時00分以降に入ることができます） |
| 教育標準時間 | 午前9時00分から午後1時00分 |
| 預かり保育時間 | 午後1時00分から午後4時30分 午後1時00分から午後6時00分まで （保護者二人の勤務証明で勤務時間が明確な場合） 土曜日 午前9時00分から午後4時30分 |
| 延長保育時間 | 午前7時00分から午前8時30分 午後4時30分から午後6時00分 午後6時00分を超えて午後7時00分まで |

【2号・3号（保育標準時間認定・保育短時間認定）】

| | |
|-----------------|---|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで |
| 休園日 | 日曜日・祝日 年末年始（12月29日から1月3日） 他、園長が特別な理由があると認めるとき 西宮市に特別警報が発令されている場合 |
| 開園時間 | 午前7時00分から午後7時00分まで （園舎内は午前7時00分以降に入ることができます） |
| 保育標準時間認定 | 午前7時00分から午後6時00分まで （保護者の勤務時間＋通勤時間） |
| 保育標準時間認定の延長保育時間 | 午後6時00分を超えて午後7時00分まで （午後6時00分を超えると延長料金がかかります） |
| 保育短時間認定 | 午前8時30分から午後4時30分 （保護者の勤務時間＋通勤時間） |
| 保育短時間認定の延長保育時間 | 午前7時00分から午前8時30分まで 午後4時30分を超えて午後6時00分まで 午後6時00分を超えて午後7時00分まで |

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。

2号・3号認定の場合、利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月20日（休園日の場合は直前の開園日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月25日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の1日から変更しますので、月途中での変更はできません。

8. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

| | |
|--------------|--|
| 利用者の内定 | 【1号認定子ども】施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】西宮市が行う利用調整による |
| 利用決定 | 利用契約書の締結による |
| 退園理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・1号・2号・3号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めるとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき |
| 利用に当たっての留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書による説明に同意のうえ、利用契約書を締結する |

*1号認定子どもが2号認定に変更を希望する場合、2号認定から1号認定に変更を希望する場合は、当園にご相談ください。

9. 利用者負担額

（1） 保育料

- ① 1号認定は、園が決定する利用料を園にお支払いください。
- ② 2号・3号認定は、西宮市が定める利用料を園にお支払いください。（「3歳児クラス以上」及び「0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償）
- ③ なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。
 - ・月途中退園の場合
 - ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

2号・3号認定こども 延長保育にかかる利用者負担金

| 項目 | 金額 |
|-------------------|--|
| 保育標準時間認定にかかる延長保育料 | <ul style="list-style-type: none"> 午後6時00分を超えて午後7時00分まで 日額500円(上限5,000円) 午後7時00分を超えての迎え 日額1,000円(上限無し) |
| 保育短時間認定にかかる延長保育料 | <ul style="list-style-type: none"> 午前7時00分から午前8時30分まで 日額500円(上限5,000円) 午後4時30分を超えて午後6時00分まで 日額500円(上限5,000円) 午後6時00分を超えて午後7時00分まで 日額500円(上限5,000円) 午後7時00分を超えての迎え 日額1,000円(上限無し) |

(※) 市民税の非課税世帯(ひとり親世帯等に限る)並びに生活保護世帯は、免除とします。

(3) 1号認定こども 延長保育 預かり保育にかかる利用者負担

| 項目 | 金額 |
|-------|--|
| 延長保育 | <ul style="list-style-type: none"> 午前7時00分から午前8時30分まで 日額500円(上限5,000円) 午後4時30分を超えて午後6時00分まで 日額500円(上限5,000円) 午後6時00分を超えて午後7時00分まで 日額500円(上限5,000円) 午後7時00分を超えての迎え 日額1,000円(上限無し) |
| 預かり保育 | <ul style="list-style-type: none"> 午後1時00分から午後4時30分 午後1時00分から午後6時00分 (保護者二人の勤務証明がある場合のみ) 土曜日 長期休業日、警報発令時 午前9時00分から午後4時30分 日額800円(上限8,000円) |

(4) 特定教育・保育の提供に要する実費にかかわる利用者負担

| 項目 | 内容、負担を求める理由、目的 | 金額 |
|-----------------|---|-----------------|
| 給食費 | 3歳児以上にかかる給食費 (主食費1,500円+副食費5,000円) | 6,500円 (1カ月) |
| 保険料 | (独)日本スポーツ振興センター保険料 | 200円(年間) |
| カラー帽子 | 1歳児以上のクラス | 990円 |
| 虫よけスプレー | 低刺激の虫よけスプレー代(使用の許可必要) | 450円(年間) |
| 遠足時の交通費 | 公共交通機関利用時 | 実費 |
| 卒園アルバム (5歳児) | 業者によるアルバム作成、送料 4月~3月まで毎月500円を徴収し、不足分は 3月に追加徴収させていただきます。 | 約8000円 |

| | | |
|-----|-------------|----|
| 行事費 | その他 行事に必要な物 | 実費 |
|-----|-------------|----|

*おむつ処理にかかる費用は園が負担します。

(5) 1号認定こどもの預かり保育の利用料

- ① 預かり保育の利用料については、無償化の対象になります。
ただし、利用料と利用日数×450円と比較して低い方が対象になります。事前に西宮市の認定を受ける必要があります。

(6) 利用者負担

- ① 同一月中で保育の利用が1日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除になります。
② 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食と副食費の日割り計算を行います。
③ 市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯や、所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育園・幼稚園等に在籍している年齢の高いきょうだい等から数えて第3子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます。
④ 保育料、利用者負担金の園での徴収は、原則、集金代行業者による口座振替とさせていただきます。一部、園内での集金をする場合があります。
⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。

(7) 給食費について

- ① 長期にわたって欠席される場合及び途中退園の場合（ひと月10日以上）、前月の5日までに申し出て頂いた場合は日割りで返金します。

(8) 災害共済給付制度について

- ① 子どもたちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合があります。入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。
② 共済期間 4月1日～翌年3月31日
③ 保護者負担額 1人につき年間 200円（要保護の家庭については市が負担します。）
④ 独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途配布します。

10. 年間行事予定（予定の時期、内容は変更することがあります）

| | | | |
|----|-----------------------------|-----|---|
| 4月 | 入園式 遠足(4.5歳児)クラス懇談会 | 10月 | 運動会 (2~5歳児) 遠足(3~5歳児) 人形劇 |
| 5月 | 遠足(3~5歳児) 個人懇談会(随時) | 11月 | 遠足(3~5歳児) ふれあい動物園 命を頂く保育(お魚クッキング) |
| 6月 | 保育参観・クラス懇談会 幼児夏祭り(3~5歳児) | 12月 | もちつき会 クリスマス会 |
| 7月 | 七夕まつり プール開き お泊り保育(5歳児) | 1月 | 新年の集い 七草粥クッキング 観劇会(2~5歳児) |
| 8月 | プールじまい | 2月 | 節分 生活発表会(2~5歳児) |
| 9月 | お月見会 あそぼう会(地域交流) | 3月 | ひなまつり・お別れ会・遠足 卒園式・保育参観・クラス懇談会 |

*毎月 誕生会・避難訓練を実施しています。*月例健診 小児科医による健診(各自年2回)

11. 保育園の一日

| | 乳児 (0～2 歳児) | 幼児 (3 歳児以上) | |
|-------|------------------------------|-----------------------|---|
| 7:00 | 開園 登園・朝の支度 | 開園 登園・朝の支度 | 登園 子どもは身体に異常があっても自分でうまく表現できません。 私たちは登園してくる一人一人がいつも通り元気か、健康状態を把握し、病気や事故など未然に防ぐようにします。 |
| 8:00 | 合同保育 | 合同保育 | |
| 9:00 | 好きな遊びを見つけて遊ぶ クラス保育 午前睡 | 好きな遊びを見つけて遊ぶ クラス保育 | 好きなあそび ゆったりとした時間のなかで自分の好きな遊びを見つけて自由にのびのびと遊べます。異年齢との関りがあり、この自由な時間はとても大切です。 |
| 11:00 | (0 歳児) 食事 | | |
| 12:00 | 午睡 | 食事 | |
| 13:00 | | 午睡 | 年齢別クラスの活動 担当保育士と一緒にクラス全員が同じ課題に取り組みます。散歩・リズム・運動・絵本の読みきかせ・描画・製作・表現遊びなどです。 |
| 15:00 | おやつ あそび | おやつ あそび | |
| 16:00 | | | |
| 17:00 | 順次降園 合同保育 | 順次降園 合同保育 | 食事 食べることは生きること。 まず、健康であることが基本です。栄養士・調理師が毎日の栄養バランスを考えて食事を作ります。 |
| 18:00 | 延長保育 | 延長保育 | |
| 19:00 | 閉園 | 閉園 | 延長保育 乳児・幼児ともに軽食を食べ異年齢で遊びながらお迎えを待ちます。 |

12. 健康・衛生について

【保健衛生計画】

| | |
|----|---|
| 検査 | 聴力検査・視力検査・尿検査 (3～5 歳児) |
| 健診 | 眼科・耳鼻科・歯科 年 1 回 |
| 衛生 | 砂場消毒 年 1 回 害虫駆除 年 3 回 樹木消毒 適宜 プール水質検査 水道水検査 年 1 回 給食食器検査 |

【学校医】

| | | |
|-------|-----------------|---------------------|
| 小児科医 | 関小児科アレルギー科クリニック | 西宮市両度町 6 番 22-202 |
| 眼科医 | えの眼科さくら夙川クリニック | 西宮市神楽町 11 番 27 号 3F |
| 耳鼻咽喉科 | おりた耳鼻咽喉科医院 | 西宮市上大市東町 25 番 5 号 |
| 歯科医 | 広本歯科クリニック | 西宮市石在町 16-19 |
| 薬剤師 | 西宮市薬剤師会に委託 | |

【近隣の医療機関】

園内に掲示しています。

(1) 登園時の健康観察について

- 登園時に、子どもの体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子どもの健康観察を丁寧に行います。
- 保育中に子どものケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

(2) 病気や体調を崩した時について

- 病気や体調を崩した時は、子ども自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- 病気やけがなどで保育園を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- 発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能か必ず確認してから登園してください。

(3) 保育園での病気及び事故について

- 保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

(4) 園で使用する薬について

- 保育園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望などございましたら、保育士までご相談ください。

点眼薬 【 アイリスCL1 ネオ 】 歯の保存液 【 ティースキーパーネオ 】
軟膏【ベビームヒ】【ワセリン】 アルコール消毒薬

(5) 感染症にかかった時について

- こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。
- 感染症にかかった時は【登園可能証明書、登園届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登園時には【登所可能証明書・登所届】(p10)を提出してください。(用紙は保育所にあります。西宮市ホームページからダウンロードもできます。)
 - 適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。
 - 原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育所では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。その際、他の子どもの衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。
 - 水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則必要ありませんが、集団生活が可能か、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
 - アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いします。

(6) 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和4年には全国で47名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ①あおむけに寝かせる
- ②できるだけ母乳で育てる
- ③たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- 子どもの顔が見えるあお向け寝にする。(ご家庭でも仰向け寝に慣れるようにご協力ください)
- 午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- やわらかい布団は使用しない。
- スタイははずす。ヒモ、ヒモ状のもの、はずしたスタイ、服、ぬいぐるみなどは近くに置かない。
- 0・1歳児と入園間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- AEDを設置し応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。

〔登所可能証明書・登所届〕

保護者様

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登所をご遠慮いただいております。

保育所等での集団生活が可能な状態に回復までされましたら、下記の「登所可能証明書・登所届」をご持参のうえ、登所くださいますようお願いいたします。

| ①登所可能証明書 |
|---------------------------------|
| 医師の証明が必要 |
| 麻疹（はしか） |
| インフルエンザ |
| 新型コロナウイルス感染症 |
| 風しん |
| 水痘（みずぼうそう） |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
| 結核 |
| 咽頭結膜熱（プール熱） |
| 流行性角結膜炎 |
| 百日咳 |
| 腸管出血性大腸菌感染症 (0157、026、0111等) |
| 急性出血性結膜炎 |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |

| ②登所届 |
|------------------------------|
| 医師の診断に従い、 保護者の届けが必要 |
| 溶連菌感染症 |
| マイコプラズマ肺炎 |
| 手足口病 |
| 伝染性紅斑（リンゴ病） |
| ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等) |
| ヘルパンギーナ |
| RSウイルス感染症 |
| 帯状疱疹 |
| 突発性発疹 |

ご依頼

主治医様

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

(保育所等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登所届をいただいております。)

✂切り取り✂

| | |
|---|-------------------|
| <p>① 登所可能証明書 (医師の証明)</p> <p>② 登所届 (医師の診断に従い、保護者の届け)</p> | <p>どちらかに○印を記入</p> |
| <p>施設長様</p> <p>児童名： _____ (生年月日 年 月 日)</p> <p>病名： _____</p> <p>集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所可能です。 園児の健康状態等について、主治医連絡することに同意します。</p> <p>年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医療機関名： _____</p> <p>医師名 (①の場合のみ)： _____</p> <p>保護者名 (②の場合のみ)： _____</p> | |

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間（※） | 登所のめやす |
|-----------------------------|--|--|
| 麻疹（はしか） | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児にあっては、3日）経過していること |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染させるリスクが高い。 | 発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に、6日目から登所が可能。 |
| 風しん | 発しん出現の7日前から7日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） | — | 医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間（※） | 登所のめやす |
|--------------------------------------|--|--------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後24～48時間が経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑 (りんご病) | 発しん出現前の1週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要) | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | 水疱を形成している間 | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること |
| 突発性発しん | — | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

<出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023年一部改訂版

13. 各クラスの一年間

| | |
|-----------------|---|
| ひよこぐみ (0歳児) | 安全で健康的な生活を土台に家庭的な雰囲気大切にしています。一人ひとりが心地よく生活できる生活リズムの形成に向けて、家庭との連携を密に取るようにしています。よく遊び、よく食べて、よく眠ることを大切にしています。子どもたちが、快適かつ意欲的に身近な環境に関わることが出来るように心がけて保育しています。 |
| りすぐみ (1歳児) | 一人歩きから走ることが出来る子どもたち。言葉の数も増え、お友だちとの関わりも楽しくなってきます。散歩に出かけたり、どろんこや砂遊びなど遊び方もダイナミックに楽しめるように、環境を整えています。絵本や人形を通してごっこ遊びなどを楽しんだり、お友達との関りの芽生えを大切に保育しています。 |
| うさぎぐみ (2歳児) | 活動的になる子どもたち。近くの公園まで散歩に出かけたり、夙川沿いをしっかり歩いたり、リズム運動をすることで体づくりに取り組みます。園庭の菜園で、野菜などを栽培し、クッキングを楽しみます。衣服の着脱など身の回りのことを自分でしようとする姿を大切にします。 |
| くまぐみ (3歳児) | 生活習慣の中で、自分でできる喜びを感じながら生活が意欲的にできるように環境を整えています。友だちや異年齢児との関わりも楽しくなり、自分なりの言葉で思いを伝えようとする雰囲気を大切にしています。ハサミやのり、折り紙、自然の素材も取り入れながら、手指を使った制作に取り組み、自由に表現する楽しさを味わえるように見守ります。 |
| きりんぐみ (4歳児) | 友だちとの関わりから、グループでの取り組みへと変わり、様々な遊具や用具を使った運動あそびや簡単なルールのある遊びを子ども同士で楽しめるようにしています。相手の気持ちに耳を傾けられる温かい心が育まれるように、保育士は仲立ちをしていきます。ピーラーなど調理器具を使ってクッキングに取り組み、作る喜び、食べる喜びを存分に経験しています。 |
| らいおんぐみ (5歳児) | 生活に必要な習慣や態度を身に付け、一人ひとりが理解し、考えて行動できるようになり、園生活に子どもたち自身が自主的に取り組みます。子どもたちはクラスの仲間とやり遂げる喜びを日々感じながら生活をしていきます。高齢者の方、地域の方様々な方との関わりの中で、思いやりや尊敬する気持ちを育んでいけるように交流保育をしたり、クッキングや食べることを通して命の大切さを知り、体と食べ物との関係性にも関心を寄せていきます。 |

14. 給食について

| | |
|------------|---|
| 給食の方針 | 手作りを基本とし、添加物の入った食品や冷凍食品は原則使用しません。旬の食材にこだわり、様々な味に出会うことを大切にしています。楽しい経験を通して、食べるのが好きになるように、子どもたちが育てた菜を使いクッキング保育を実施しています。衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。定期的に職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。 |
| 給食の提供を行う日 | 保育を提供する日は、食事の提供を行いますが、遠足等の行事に併せてお弁当やお茶などの持参をお願いすることがあります。幼児は水分(水筒)の持参をお願いしています。 |
| アレルギー等への対応 | 医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。 |

| | |
|-------|---|
| 献立表配布 | 毎月、献立表をパピーナで配信します。子どもの昼食の内容を知っていただくとともに家庭での食事の参考にしてください。 また、朝食は一日の大切な活動源となるものなのできちんと食べるようにしましょう。 |
| 委託会社 | 給食の調理は下記会社に委託しています。 株式会社 塩梅 〒567-0834 大阪府茨木市学園南町 7 - 5 |

15. 地域との交流

人と人との出会いを大切にします

- ① 法人内の他施設（甲寿園・北山学園・夙川さくら保育園など）との交流を持ち、温かい関わりの中で豊かな経験を大切にしています。
- ② 行事開放や園庭開放、短期体験保育などを実施し、地域の方に保育園での生活の様子を知ってもらい、保育園が身近な存在になるようにしています。
- ③ 合同避難訓練では、地域の方にご協力頂き一緒に実施しています。
- ④ あそぼう会(9月)に地域の高齢者の方を招いて5歳児が交流します。

16. 実習生の受け入れ

次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、実習生を受け入れています。

17. トライやるウィークの受け入れについて

「地域の方々との出会いを大切に」「地域の方々との交流を持つことにより、子どもたちの社会体験の場を広げ、社会性を育てる」「中学生をはじめ地域の方々には保育園や子どもへの理解を得る」ことを目的に、市内の中学2年生の生徒を5日間受け入れています。

18. 緊急時等の対応方法

- ① 保育中の体調の急変や怪我等での受診を行うなどの緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。レントゲン撮影、縫合、点滴、輸血などの処置が必要な場合は、保護者の許可を得ます。また、学校医等に相談します。
- ② 保護者の方と連絡が取れない場合は、子どもたちのからだの安全を最優先させ、対応しますので、あらかじめご了承願います。

【管轄する消防署】

| | |
|------|---------------|
| 消防署名 | 西宮消防署 |
| 所在地 | 西宮市津門大塚町 1-32 |
| 電話番号 | 0798-23-0119 |

【管轄する警察署】

| | |
|------|--------------|
| 警察署名 | 西宮警察署 |
| 所在地 | 西宮市津田町 3-3 |
| 電話番号 | 0798-33-0110 |

19. 非常災害対策

| | |
|-----------|--|
| 防火管理者 | 園長 |
| 消防計画届出年月日 | 2020年4月24日 |
| 避難訓練 | 毎月1回(火災、地震、津波、夙川氾濫、不審者対応) |
| 防災設備 | 県警ホットライン、火災報知器、煙探知機、SECOM |
| 避難場所 | 夙川さくら保育園、安井小学校 |
| 緊急時の連絡手段 | パピーナ、ホームページ、インスタグラム |
| 備考 | 非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。 |

【地震対策】

- ① 施設の耐震補強工事を行いました。
- ② 家具、ロッカー等の転倒防止、観音扉飛び出し防止、カーテン等の防火安全製品の使用を行っています。
- ③ 高い所に物を置かないように、安全環境に努めています。
- ④ 避難路を把握し、避難の出入り口付近には家具を置かないようにし、出入りは必ず2方向開口にしています。
- ⑤ 非常持ち出し用品、日用品、食糧の備蓄、発電機を備えています。

【避難訓練】

緊急時に子どもが職員の指示に従って安全に避難できるよう毎月1回以上の避難訓練を実施しています。また、紙芝居などで防災教育を行っています。

- ① 「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」を想定し、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。
- ② 「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所としています。
第一避難場所：安井保育園
第二避難場所：夙川さくら保育園（西宮市千歳町4-19）
第三避難場所：安井小学校（西宮市安井町1-25）所要時間 徒歩5分
- ③ 「不審者侵入」対応として、県警ホットラインを設置しています。危険を感じた時はホットラインを押すことで、直接県警と連絡をとります。

【第一次避難場所を安井保育園にする理由】

- ① 耐震の安全性が確保されている。
- ② 津波の警戒区域ではなく、周りに避難ビルがない。
- ③ 子どもが安心して食料品や発電機の備えがある。
- ④ 但し安井保育園が危険と想定された場合、第二避難場所（夙川さくら保育園）、第三次避難場所（安井小学校）に避難します。

【安全計画】

保育園では「安全計画」（別紙）により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育園での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、子どもの安全に関する取組を進めてまいります。

【防犯対策】

- ① 玄関の扉は暗証番号を設定しています。番号は保護者のみにお知らせしています。
- ② 防犯カメラ、県警ホットライン、SECOM 通報装置を設置しています。
- ③ 不審者侵入対応訓練を定期的に行っています。

20. 災害発生時の対応

【災害に関する情報の入手方法】

- ① 緊急告知ラジオ
- ② 西宮市からの連絡
- ③ インターネット

【情報発信】

- ① 開園や休園、避難場所などはパピーナからの配信や玄関の掲示、インスタグラムで知らせします。
- ② パピーナで保護者の携帯電話に一斉配信し、ホームページ上でも発信します。

【児童の引き渡し】

- ① 津波警報、津波注意報が解除された場合、事前に保護者にパピーナに入力して頂いている「引取人」に基づきお子さんをお渡しします。
- ② 交通事情等で迎えに来られない場合も、全園児の引き渡しが完了するまで、責任を持ってお子さんは保育園でお預かりします。
- ③ 保育園からの情報を得ることが出来ない場合、又は連絡が取れない場合は、保護者自らの判断で迎えにきてください。保育士等が迎え時間やお子さんの様子など確認後引き渡しを行います。

【地震発生の場合】（東南海・南海地震を想定）

西宮市で想定されている地震・津波の規模（2012. 8. 29 内閣府発表による）

マグニチュード：9. 0 最大震度：6弱

最大津波高：3m（西宮市内は最高で海拔3mの高さに海面が上昇）津波ハザードマップより

- ① 地震・津波の警報や注意報が発令され、危険が予想される場合については登園せず自宅待機し、警報解除後登園してください。
- ② 保育中に地震・津波が発生した場合は保育園の2階のホールと保育室に避難し、保護者のお迎えを待ちます。

【火災の場合】

職員は火災発生場所を確認し、職員の役割の任務を遂行（初期消火、避難誘導）します。連絡表をもとに子どもの人数確認（園内集合人数確認）をし、子どもの安全確保をしながら園庭に避難し再度人数確認をします。その後園外の避難場所（夙川さくら保育園）へ移動します。

【台風接近に伴う対応について】

- ・台風接近に伴い、「大雨・暴風警報」の発令が予想される場合は、事前に家庭保育の協力を依頼します。
- ・状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制を取っておいてください。

①「大雨・暴風警報など」通常の気象警報が発令された場合

- ・保育を実施しますが、子どもの安全確保に万全を期すため、家庭での保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。
- ・公共交通機関や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難をする可能性が高い為、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみ受け入れます。
- ・登園される場合は、園からの連絡があればすぐに迎えに来てください。

② 西宮市に「特別警報」等が発令された場合

- ・午前 6 時 30 分現在、「特別警報」が発令されている場合は「休園」とします。
- ・「特別警報」が解除された場合でも当日は「休園」とします。

③ 午前 6 時 30 分以降に、土砂災害、洪水、高潮などで「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）「緊急安全確保」（警戒レベル5）が、当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

- ・避難所へ避難している場合は、避難所へお迎えに来ていただくようお願いいたします。
- ・安井保育園は、夙川が氾濫した際の洪水浸水想定区域内にあります。大雨、洪水等の警報が発令されている場合は、可能な限り家庭保育をお願いします。

④ 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

* 避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルより確認してください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

* 気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。
必ず市からの避難情報をご確認下さいませようお願いします。



西宮市防災ポータル HP

21. パピーナ

- ① 保育園とご家庭との連絡ツールとして、インターネット上のシステム「パピーナ」を使用しています。
- ② 保護者の方に、利用者情報通知票をお渡しますので、登録をお願いします。保護者の方二人とも登録ができます。*登録無料、通信料がかかります。
- ③ 園からのお知らせ・便り(幼児クラスのノート、乳児クラスのデイリーノート、クラスだより、園だより、食事だより、献立表、感染状況など)。西宮市からの通知(不審者情報、光化学スモッグ発生情報、感染対策等)、参観、行事時のアンケート、災害情報、園で緊急事態が発生した場合の連絡に使用します。
- ④ 登降園時間の確認のために「パピーナ」のICカードを利用しています。
また、欠席連絡にも使用しています。

22. 個人情報保護

当園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。園児の登降園記録や連絡帳、お知らせ配信、写真販売、保育の記録と計画、園児台帳等の管理のため、インターネット上のシステム「パピーナ」を使用します。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令、法人の情報管理規程に基づき適切に取り扱います。

23. 関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、当園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

24. 他園や小学校との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ子どもの育ち等に関する記録について情報提供することがあります。

また、就学に際しては子どもの育ちを支えるための資料(幼保連携型認定こども園指導要録)を保育園から就学先の小学校へ送付します。

25. 写真・ビデオ等の取扱いについて

普段の様子や行事などの写真を撮ります。撮った写真は保育室や玄関に張り出すことがあります。写真撮影は園で撮影する場合と、「はいチーズ!」に依頼する場合があります。園の撮影分とはいチーズ撮影分の1枚当たりの金額は変わります。販売は、どちらもはいチーズに依頼します。写真撮影後、園で確認したのち、インターネット上での販売となり、プリントとデータがあります。保護者の方には、はいチーズと別途利用契約していただきます。また、運動会、発表会などの行事は、業者によるDVD撮影、販売を行います。

26. 児童虐待防止のための措置

- 「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛(叩く、蹴る、物を投げつける等)は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】 (児童虐待の防止等に関する法律で規定)

| | |
|-------|---|
| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。 |
| 性的虐待 | 子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過剰なスキンシップ等 |
| ネグレクト | 家(部屋)に閉じ込める、食事を与えない(頻繁な欠食)、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車(自転車)に放置する、子どもを残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る(ケガが絶えない) 等 |
| 心理的虐待 | 著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV(暴言暴力) 等 |

- その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育園ではありません）。市に通告することにより、子どもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は、子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。
- 当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

27. 加入している損害賠償責任保険

| | |
|---------|---|
| 損害保険の種類 | 損害賠償責任保険 |
| 損害保険の内容 | 園賠償責任保険 |
| 給付内容 | 対人 1 名 2 億 / 1 事故 10 億 対物 1 事故 200 万円 漏水事故補償 |

28. 情報公開制度

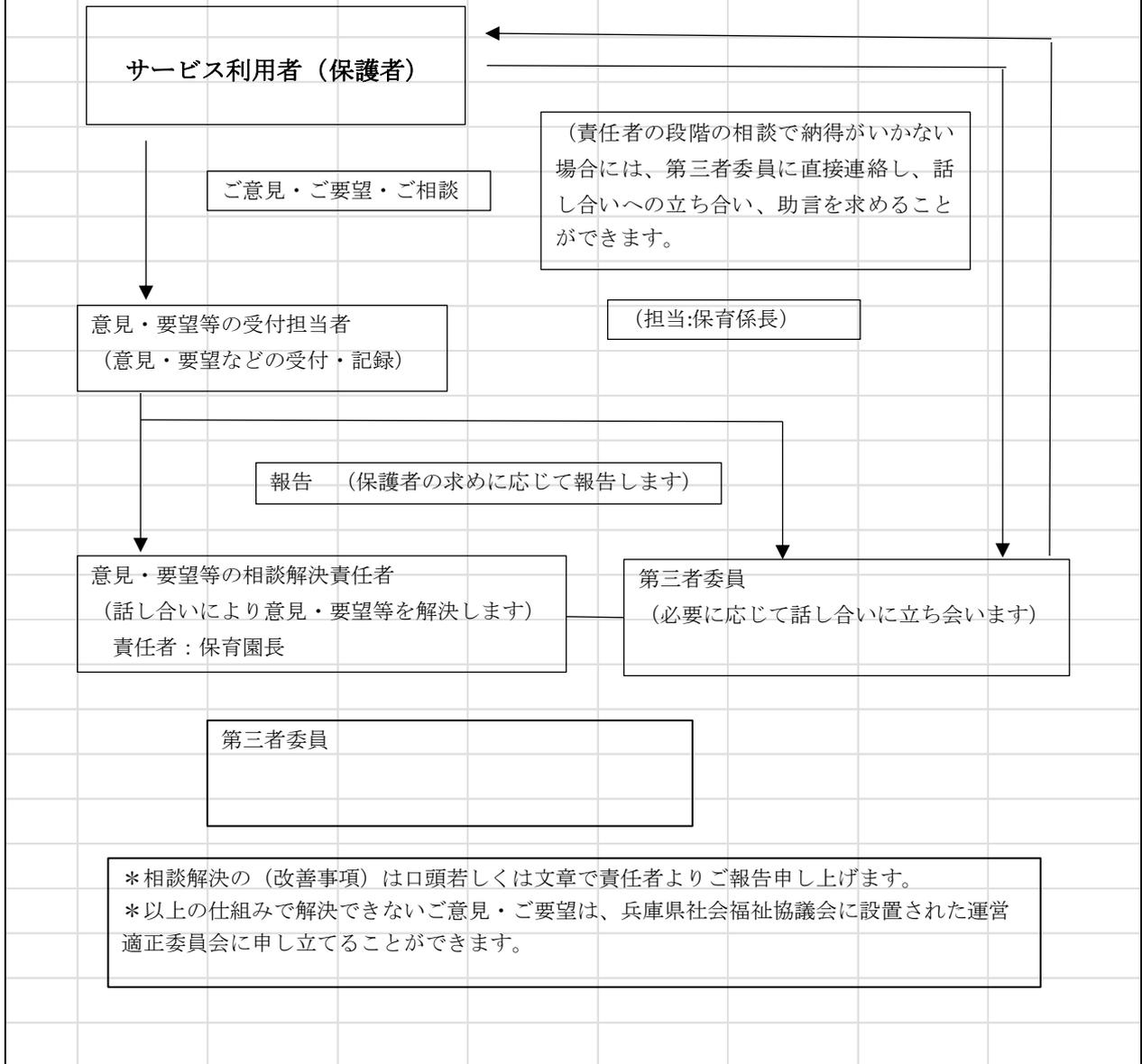
お子さんの様子や保育に関することなど、気になることがあれば職員がお話をお伺いし説明させていただきます。いつでもお気軽に園へご相談ください。

また、園が保有しているお子さんに関する文書の公開請求されるときは、所定の請求書を園長に提出してください。請求を受けた日から 15 日以内（理由のある場合は 60 日を限度としてその期間を延長）に公開・非公開を決定し通知します。

29. ご意見・ご要望・苦情解決制度について

- ① 「ご意見・ご要望の申し出窓口」の設置をしています。子育てについて、保護者の皆様と保育園職員が気軽に話し合えることが重要だと考えています。お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。私達は、可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく努力をしております。
- ② 職員の誰でもがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。
- ③ また、この担当者と責任者の段階でも納得のいかない方は、当園と第三者の関係にあります「第三者委員」を設置しておりますのでご相談ください。
- ④ 別紙の表に第三者委員の氏名、住所、電話番号を載せています。取り扱いには十分気を付けていただきますようお願いいたします。

【ご意見・ご要望のための仕組み】



* 第三者委員については園内に掲示しています

30. お願い事項

☆登園時間について

- ① 登園は9:00 までにお願ひします。(遠出の散歩、遠足に影響することがあります)
- ② 欠席、遅刻の場合は食事の準備の都合上 8:30 までにパピーナに入力してください。連絡が 8:30 以降になった場合は、電話連絡の上、パピーナに入力してください。9:00 までに欠席の連絡がなく登園していない場合は、園から緊急連絡先に連絡を取ります。

☆送迎について

- ① 保育園に入ったら、全員アルコールによる手指の消毒をお願いします。
- ② 在園していない幼児以上のきょうだい児は玄関または廊下で待つようお願いします。
- ③ 送迎は原則、保護者がしてください。代わりの方がされる時は、必ず電話連絡して下さい。
- ④ 送迎のときには、連絡表、掲示板などに必ず目を通し、保育士に声をかけてください。
- ⑤ 保育園への登園はできるだけ徒歩でおねがいします。または自転車での送り迎えは、保育園周辺の方に迷惑がかからないようにご配慮下さい。駐輪は所定の場所をお願いします。
- ⑥ 自転車を利用の方は自転車保険の加入をしてください。お子さん、保護者の方もヘルメットを着用してください。
- ⑦ ベビーカーは、登園後、保育園の玄関横に置くことができます。
- ⑧ 園周辺は駐停車禁止となっています。地域の方のご迷惑になりますので車をご利用の方は、近くのコインパーキングをご利用下さい。
- ⑨ 登降園の際、玄関入ったら登降園管理システムのパネルにタッチをしてください。パネルタッチは必ず、大人が行って下さい。打刻時刻によって、延長料金が発生することがあります。
- ⑩ 門のカギ、扉の開閉ボタンも大人が責任をもって行ってください。事故のもとになりますので子どもにはさせないでください。

☆保育時間について

- ① 慣らし保育の時間、期間は保護者と相談して決めます。
- ② 平日、仕事がお休みの場合の保育時間は **8:45~16:30** の利用にご協力ください。緊急時の連絡が円滑にできるように仕事が休みであることをお知らせください。
- ③ 延長保育を当日申請される方は、体制の都合上 **17:20** までに電話でご連絡ください。

☆土曜日保育について

- ① 勤務証明書にもとづき、保護者二人ともが勤務の場合に利用可能です。
- ② 勤務証明書が土曜日出勤になっていない方が利用される場合は、利用予定日が出勤であることの職場の証明が必要になります。当日の受付はできませんので、事前に土曜日保育申込書と一緒に提出してください。

☆薬について

- ① 保育園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。やむをえず保育時間内の与薬が必要な場合は、必ず、『与薬票』にご記入いただき、保育士に直接手渡ししてください。(診療を受けて処方された薬のみ。市販薬はお預かりできません)
- ② アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ③ ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。また、保育園では貼り直しできません。

【飲み薬】

- ① 保育園の与薬依頼票に、必要事項を記入する。※一つの病気や症状につき1枚
- ② 1回分の薬に名前を書いて、与薬依頼票と一緒に保育士に手渡しをお願いします。
(ウォールポケットや連絡帳に挟んでの受け渡しはできません。)
- ③ 連続した日数の場合にも、毎日①～③の手順をお願い致します。

【塗り薬】

- ① 与薬依頼票（1ヶ月記載）に、必要事項を記入する。※1種類のお薬につき1枚
- ② 薬に名前を書いて、与薬依頼票と一緒に保育士に手渡しをお願いします。
- ③ 連続した日数の場合、以降はウォールポケットで薬と与薬依頼票をお預かりします。
- ④ 月末に薬を持ち帰っていただき、翌月新しい与薬依頼票とともに、保育士に手渡しをお願いします。
与薬の必要がなくなった時は、保育士に声をかけて下さい。

☆その他

- ① 保護者の方の勤務先が変更になった場合、出張、在宅勤務日など、当園に伝えている緊急連絡先が変更になった場合は、必ず担任までお知らせください。緊急時の連絡が円滑にできるようにしてください。
- ② 園内では携帯電話、スマートフォンの使用は控えてください。また、写真や動画撮影も控えてください。
- ③ 個人情報保護の観点から、園行事等で撮影した写真や動画は、取り扱いに十分気をつけていただき、Twitter、Instagram など SNS への投稿は控えてください。
- ④ ご家庭から玩具、絵本、食べ物は持ってこないでください。特に食べ物は、アレルギーの園児もいますので厳禁とさせていただきます。
- ⑤ 保育園に持参される靴、衣類、タオルなど、全てにはっきりと記名してください。靴は内側に記名してください。
- ⑥ 登園時の靴は、災害時に安全に避難できるように運動靴にしてください。サンダルやブーツ、おしゃれ靴は避けてください。
- ⑦ カバンやリュックサックなどにキーホルダーを付ける場合は、落下した際に乳児の口に入ってしまうような危険が予測されるものは、付けてこないでください。トラブルにもなりますのでシンプルなもの、ひとつにしてください。
- ⑧ 毎年、3月の第4土曜日に新年度の準備をしています。出来る限り家庭保育のご協力をお願いします。日程は、年間行事予定でお知らせします。
- ⑨ 保育園の玄関に意見箱を設置しています。また、ご意見、ご質問等がある場合は担任、係長、園長に声をおかけください。
- ⑩ 夜間、日・祝日等の緊急時の連絡先について
園長が安井保育園の携帯電話を持っています。

(2024.2更新)